

# 令和8年度 第1回 猪名川・藻川河川保全利用委員会 議事概要

日時：令和8年 9月 2日（水） 15：25～17：10

場所：猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者（委員）3名 ：綾委員長、服部副委員長、野本委員

（関係行政機関）16名：池田市、尼崎市、伊丹市、川西市、兵庫県

（河川管理者）5名

（事務局）4名

（一般傍聴者）0名

## 1. 報告事項

（1）令和7年度第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会の概要を事務局から説明した。

## 2. 審議事項

### （1）委員会規約の改正

事務局より、関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－2の変更による規約改正について説明し、了承を得た。

### （2）個別占用案件の審議

事務局より今回の審議となる3案件について、施設の概要を事務局から説明し、審議が行われた。その結果、とりまとめられた委員会意見は次のとおり。

#### ① 猪名川緑地（池田市）

- 全体的に適切に管理されている。
- チガヤについてはよい管理をされている。ウマノスズクサの保全やヨモギの抜き取り等も適切に管理していただきたい。
- いなプロの活動をぜひ継続していただきたい。

#### ② 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

- テニスコートの下流側や川側は、過去に良好なチガヤ群落があり、カヤネズミの巣があった場所である。外来種が繁茂する現状は残念。
- 伊丹市の自然が少ない中、生物多様性のために河川の自然を活用する経緯があったと思われる。このような経緯を考慮して申請を再考していただきたい。
- 猪名川クリーン作戦等の普及啓発活動は継続して欲しい。

### ③ 尼崎市農業公園（尼崎市）

- ・ ソメイヨシノが枯れているので伐採するのがよい。
- ・ 大木となっているアラカシ、エノキは伐採するのがよい。
- ・ 堤防のチガヤ群落は非常に良好で、適切に管理されている。

## （３）個別占用案件の中間報告

今回の審議となる２案件について、過去の委員会意見に対する取り組み状況を事務局から報告し、さらなる審議が行われた。その結果、とりまとめられた委員会意見は次のとおり。

### ① 新家子ども広場（尼崎市）

- ・ 多年草の外来種（セイバンモロコシ、タチスズメノヒエ）、クズは適切に処理するべきである。
- ・ 砂場に動物の糞があるので清掃するのが良い。
- ・ 祠は地元の利用があるので問題はない。占用物として適切な対応が必要である。

### ② 天津緑地（伊丹市）

- ・ 倉庫の追加については問題ない。
- ・ ソメイヨシノは倒木の恐れがあるので、伐採するべきである。
- ・ 緑地の管理はきれいにされている。つる植物の除去を早く対応することで管理がしやすくなる。
- ・ コミスジ（蝶）は貴重な種であり、分布していることは望ましい環境である。

## （４）中央南児童遊園地（川西市）倉庫の変更について

中央南児童遊園地の既存倉庫の更新にあたって、規格が大きくなり、位置も変更することについて、川西市から説明があり、了承を得た。

## （５）各公園の整備方針について

河川保全利用委員会も約２０年経ち、各公園の課題も一定方向性が見えてきたことから、令和７年度許可更新分（審議分）から、占用期間を占用許可準則等の規定に適合しているものについては１０年とする方針となった。このため、占用期間の中間年に中間報告を行うとすると、今後は委員に現地状況を確認等していただく機会が概ね５年に１度となることから、河川管理者によるチェックの目がこれまで同様に行き届くよう、これまでの委員会意見を踏まえた各公園の整備方針の事務局案をとりまとめた。このうち、前回の委員会で「各公園に共通の方針を示した方がよいのではないか」という意見をいただいたことを踏まえて作成した「統一方針」と、今回の委員会で個別占用案件として委員会に諮られた５件の整備方針について、審議いただいた。その結果とりまとめられた整備方針は次のとおり。

## 統一方針

- ・ 猪名川・藻川河川利用憲章に基づき『川らしい利用』の取り組みをつづけ、自然豊かな猪名川を次世代に伝える
- ・ 河川環境の保全と再生に配慮し、植生管理や清掃を適時適切に行う
- ・ 生物多様性、堤防や高水敷の管理、文化的側面から、猪名川・藻川における半自然草原はチガヤ群落を基本とする

(※「半自然草原」とは、ヨシやオギが自然に生えているような自然草原ではなく、人の手が加わっている人為的な草原という意味。人工的に張芝等をしたところは人工草原という。)

### ③ 新家子ども広場（尼崎市）の整備方針

- ・（当日の個別占用案件の審議でとりまとめられた委員会意見のとおりとする）

### ⑥ 尼崎市農業公園（尼崎市）の整備方針

- ・（当日の個別占用案件の審議でとりまとめられた委員会意見のとおりとする）

### ⑦ 天津緑地（伊丹市）の整備方針

- ・（当日の個別占用案件の審議でとりまとめられた委員会意見のとおりとする）

### ⑪ 伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）の整備方針

- ・（当日の個別占用案件の審議でとりまとめられた委員会意見のとおりとする）

### ⑭ 猪名川緑地（池田市）の整備方針

- ・（当日の個別占用案件の審議でとりまとめられた委員会意見のとおりとする）

## 3. その他

（１）事務局より、令和８年度第２回河川保全利用委員会は中間報告案件が３件であることを説明し、これらの審議を行うための委員会の日程は、後日決定次第お伝えすることを報告して、委員会の了承を得た。

（２）委員より、今回委員会の審議対象ではないが、現地視察時に通過した「東久代公園」（川西市）の堤防表法面の植栽の中にクズが繁茂しているのが確認されたので、早めに除去された方がよいとの意見が出された。

（３）河川管理者より、「尼崎市猪名川水辺の楽校」が登録されたことについて、説明した。

## 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者の申し込みはなかった。